

就職活動中のみなさま

きょうだいは何人いるの？

家族のお仕事は？

面接でこんなことを聞かれたことはありませんか？

愛読書は？

尊敬する人物は？

以下の①～⑪を応募用紙(エントリーシートを含む)に記載させる、面接時において尋ねる、作文を課すなどによって把握することや、⑫～⑭を実施することは、就職差別につながるおそれがあります。



本人に責任のない事項の把握

- ①「本籍・出生地」
- ②「家族」(職業、続柄、健康、病歴、地位、学歴、収入、資産など)
- ③「住宅状況」(間取り、部屋数、住宅の種類、近隣の施設など)
- ④「生活環境・家庭環境など」に関する事



本来自由であるべき事項(思想信条にかかわること)の把握

- ⑤「宗教」 ⑥「支持政党」 ⑦「人生観・生活信条など」
- ⑧「尊敬する人物」 ⑨「思想」
- ⑩「労働組合(加入状況や活動歴など)」
「学生運動などの社会運動」に関する事
- ⑪「購読新聞・雑誌・愛読書など」に関する事



採用選考の方法

- ⑫「身元調査など」の実施
- ⑬「本人の適性・能力に関係ない事項を含んだ応募書類」の使用
- ⑭「合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断」の実施

上記に該当するような不適切な書類の記入を求められたり、不適切な質問をされたりした場合は、
最寄りのハローワークに相談しましょう!

なお、大学生等の方は、東京新卒応援ハローワークに相談しましょう!



応募者の個人情報の収集については、法律及び指針において収集してはならない個人情報が定められており、これらの個人情報を応募書類や面接等で尋ねることは、職業安定法第5条の5に抵触する違法行為につながります。

(職業安定法第5条の5) [労働大臣指針 平成11年労働省告示第141号] → **詳細は裏面をご覧ください。**

応募者の人権を尊重した「公正な採用選考」を行うことが企業には求められています。

※「公正な採用選考」の基本は、①応募者に広く門戸を開くこと、②本人のもつ適性・能力以外のことを採用基準にしないこと

公正な採用選考に関するホームページ

▶厚生労働省ホームページ「公正な採用選考をめざして」(公正採用選考に関するQ&Aや解説動画を掲載)

[URL] <https://kouseisaiyou.mhlw.go.jp/>

当ホームページには「公正な採用選考をめざして」の解説動画(長尺版・短尺版)が掲載されていますので、ご覧ください。

[URL] <https://kouseisaiyou.mhlw.go.jp/document.html#video01> (動画)



▶東京労働局ホームページ「公正な採用選考を行うために」

(公正採用選考や公正採用選考人権啓発推進員制度等を掲載)

[URL] https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_shoukai/saiyou.html



▶東京都産業労働局雇用就業部ホームページ TOKYOはたらくネット「公正な採用選考に向けて」

[URL] <https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/kosei/index.html> (公正採用選考の基本事項と就職差別解消促進月間等を掲載)



(令和8年3月作成)

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

求職者等の個人情報の収集についての規定

就職試験を受験する際に提出する書類には、応募者の個人情報が記載されています。個人情報の扱いについては、法律で規定され、保護されています。

職業安定法(抄) - 求職者等の個人情報の取扱い -

第5条の5 公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者及び求人者、労働者の募集を行う者及び募集受託者、特定募集情報等提供事業者並びに労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者(中略)は、それぞれ、その業務に関し、求職者、労働者になろうとする者又は供給される労働者の個人情報(以下この条において「求職者等の個人情報」という。)を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で、厚生労働省令で定めるところにより、当該目的を明らかにして求職者等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

② (略)

労働大臣指針(平成11年労働省告示第141号)より

原則として、次に掲げる個人情報を収集してはならない。

- ①人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項
- ②思想及び信条
- ③労働組合への加入状況

違反したときは

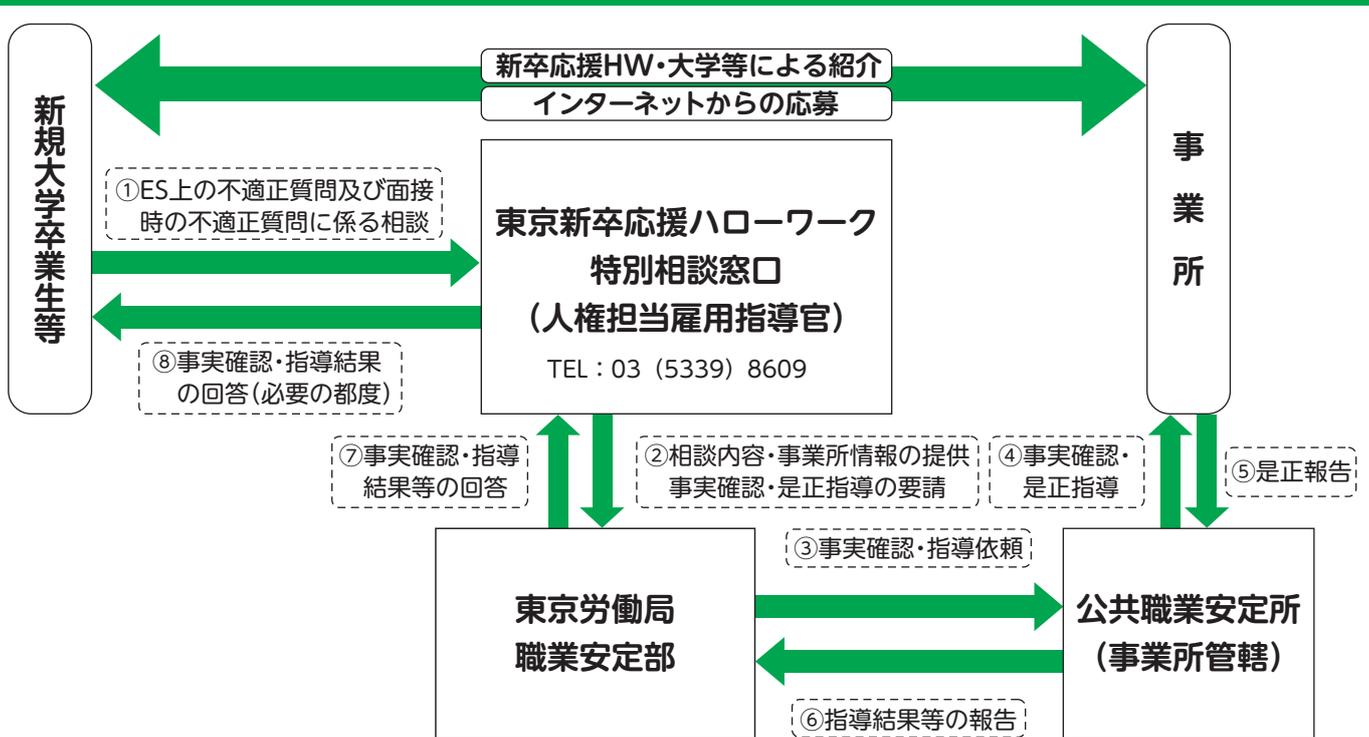
- 違反行為をした場合には、職業安定法に基づく行政指導や改善命令等を出される場合があります。
- 改善命令に違反した場合は、罰則(6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金)が科せられる場合もあります。

応募書類や面接等について

採用選考時の応募書類やエントリーシート(ES)、面接等で、職業安定法第5条の5に抵触するおそれのある情報を企業から求められた場合は、以下の新卒応援ハローワークに相談できます。

東京労働局職業安定部

東京新卒応援ハローワークにおける大学生等の採用選考時の不適正事案に係る対応スキーム



この図は、大学等(大学院、大学、短期大学及び専門高等学校)の卒業生及び卒業予定者向けの対応スキームです。高校生の場合は、対応が異なりますので、ご注意ください。